

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の概要 (トラック運転者関係)

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(略称「改善基準告示」)は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の制定(昭和42年)

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年): 運転時間上限1日9時間
1週48時間

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定(労働省告示第7号)

※ 制定以降、労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

改善基準告示等の概要

- 拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む)】
 - 1か月 原則 293時間 労使協定があるときは、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲において320時間まで延長可。
 - 1日 原則 13時間
最大 16時間(15時間超えは1週2回以内)
- 休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】
 - 継続8時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
- 拘束時間・休息期間の特例
 - 休息期間の特例 業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間、1回当たり継続4時間以上の分割休息で合計10時間以上でも可(一定期間における全勤務回数 \times 1/2が限度)。
 - 2人乗務の特例 1日 最大20時間以内
同時に1台の自動車に2人以上乗務(車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。)の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できる。

➤ 隔日勤務の特例 2暦日 21時間以内(拘束時間)
2週間で3回までは24時間が可能(事業場内仮眠施設等で夜間4時間以上の仮眠時間を与える場合)。
ただし、2週間で総拘束時間は126時間まで。
勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要。

➤ フェリーに乗船する場合の特例 原則 乗船時間は休息期間

- 運転時間 2日平均で1日当たり9時間以内
2週平均で1週間当たり44時間以内
- 連続運転時間 4時間以内(運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転をしない時間が必要)
- 時間外労働 改善基準告示の範囲内で1日、2週間、1か月以上3か月以内、1年の上限時間を労使協定で締結。
- 休日労働 2週間に1回以内、かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。
- 労働時間の取扱い 労働時間は拘束時間から休憩時間(仮眠時間を含む)を差し引いたもの。事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内。
- 休日の取扱い 休日は休息期間に24時間を加算した時間(連続)。
ただし、いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
- 適用除外 緊急輸送・危険物輸送等の業務について厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外。